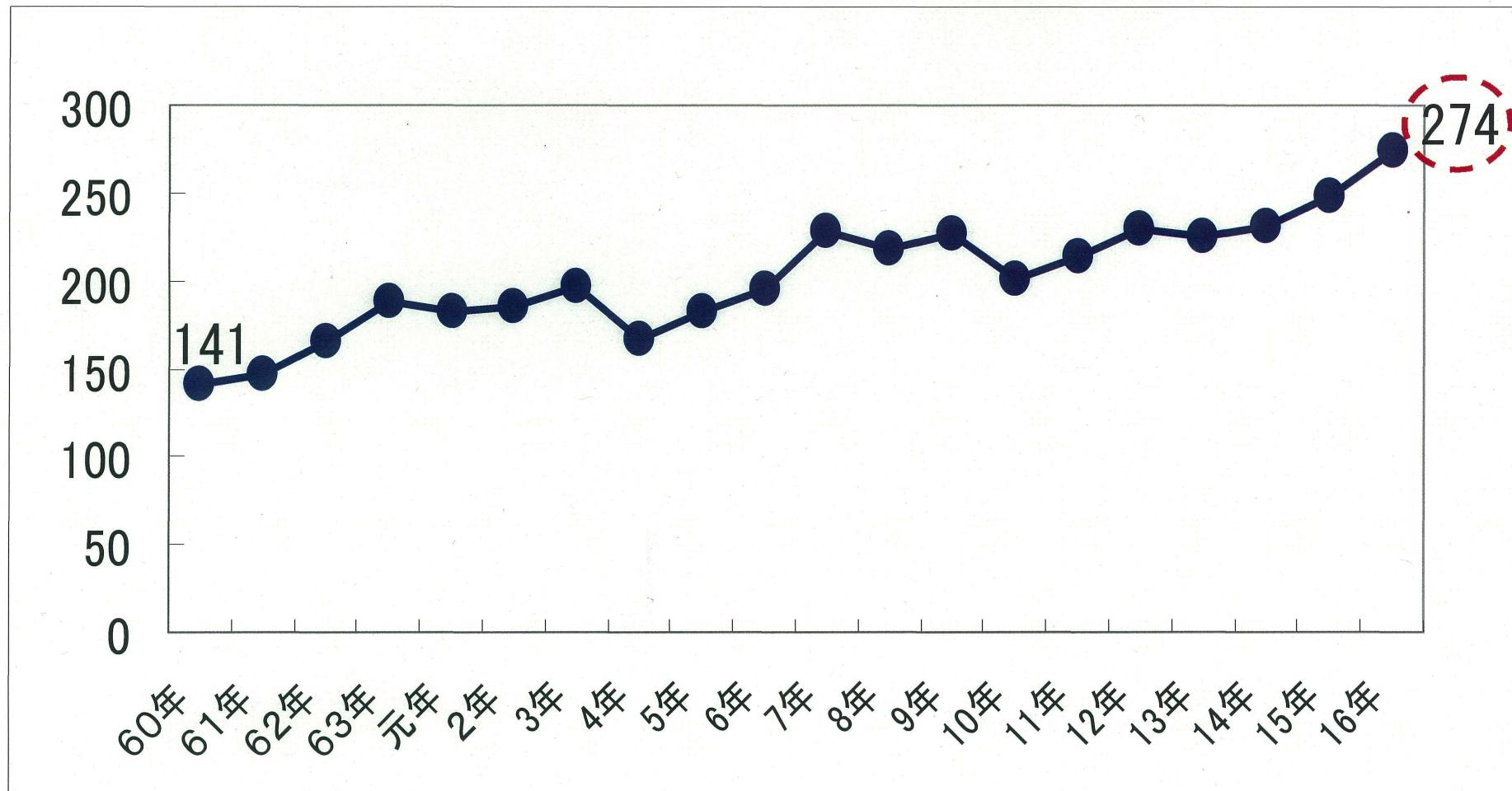


最近の重大災害の発生状況

(重大災害:一時に3人以上負傷した災害)



(厚生労働省調べ)

平成15年及び16年に発生した主な重大災害等の概要

1. 愛媛県内の一酸化炭素発生プラントにおける一酸化中毒災害

平成15年7月9日、愛媛県内の一酸化炭素発生プラントの工事中、請負業者の労働者が配管のバルブを開けたため、滞留していた一酸化炭素が流出し、1名が死亡、19名が中毒となった。

2. 三重県内のごみ固体燃料貯蔵施設における爆発災害

平成15年8月14日、三重県内のごみ固体燃料発電所において、ごみ固体燃料の貯蔵サイロが爆発し4名が負傷した。同年8月19日、同サイロの火災を消火作業中に、再度サイロが爆発し、2名が死亡、1名が負傷した。

3. 愛知県内のガソリン貯蔵タンクにおける火災災害

平成15年8月29日、愛知県内の油槽所内において、ガソリン貯蔵タンクの改修工事中、タンクから外に流れ出た気化ガソリンに引火し、火災となり、6名が死亡、1名が負傷した。

4. 愛知県内の製鉄所のコークスガスタンクにおける爆発災害

平成15年9月3日、愛知県内の製鉄所において、コークス炉で発生したガスを貯蔵するタンクが爆発し、17名が負傷した。

5. 栃木県内のタイヤ工場における火災

平成15年9月8日、栃木県内のタイヤ製造工場において、ゴムと薬品を混ぜる工程の建物から出火し、火災となった。

6. 北海道内の製油所における火災

平成15年9月26日、北海道内の製油所において、地震発生後、原油貯蔵タンクにおいて出火し、火災となった。また、同年9月28日、同じ製油所内のナフサ貯蔵タンクにおいて出火し、火災となった。

7. 広島県内の造船所における倒壊災害

平成16年7月5日、広島県内の造船所において、コンテナ運搬船の建造作業中に船体ブロックが倒壊し、ブロック上で作業していた4名が墜落、2名が死亡、2名が負傷した。

8. 福井県内の原子力発電所における蒸気漏れ災害

平成16年8月9日、福井県内の原子力発電所において、施設内で定期点検工事の準備作業を行っていたところ、天井付近の高温水配管が破裂し、高温の蒸気により5名が死亡、6名が負傷した。

脳・心臓疾患等、精神障害等に係る労災補償の状況

○脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）の労災補償状況 (件)

区分	年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
		請求件数	617	690	819	742
脳・心臓疾患	認定件数	85	143	317	314	294
	請求件数	—	—	—	319	335
うち 死亡	認定件数	45	58	160	158	150

- 注) 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）について集計したものである。
 2 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。
 3 平成13年12月に脳・心臓疾患の認定基準が改正されている。
 4 平成14年度以前の死亡に係る請求件数については把握していない。

○精神障害等の労災補償状況 (件)

区分	年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
		請求件数	212	265	341	447
精神障害等	認定件数	36	70	100	108	130
	請求件数	100	92	112	122	121
うち 自殺 (未遂を含む。)	認定件数	19	31	43	40	45

- 注) 1 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。
 2 平成11年9月に精神障害等の判断指針が策定されている。

労働安全衛生法の一部改正

(1) 危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実

① 事業者による自主的な安全衛生活動の促進

労働災害の要因となる危険性・有害性に係る調査及び低減措置を拡充するとともに、こうした措置を適切に実施していると認められる事業者については、機械等の設置に係る事前の届出義務を免除。

・ 重大災害の件数	昭和60年: 141件 → 平成16年: 274件(1.9倍)
(重大災害:一時に3人以上が被災した災害)	

② 化学物質の容器・包装への表示・文書交付制度の改善

○化学物質の有害性に加え、危険性も対象に追加。 ○絵表示の導入 など



急性毒性 引火性等 発ガン性等

③ 発注者等による請負人への危険有害情報の提供

一定の化学物質を取り扱う設備の改造等の作業の発注者等が請負人に対して必要な情報提供を行う。

④ 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整等の実施

混在作業における労働災害の防止のため、製造業の元方事業者が作業間の連絡調整等を行う。

(2) 過重労働・メンタルヘルス対策の充実

事業者は、一定時間(月100時間)を超える時間外労働等を行った労働者を対象として、医師による面接指導等を行う。

・ 脳・心臓疾患の労災認定件数	平成12年度: 85件 → 平成16年度: 294件(3.5倍)
・ 精神障害の労災認定件数	平成12年度: 36件 → 平成16年度: 130件(3.6倍)